

社会福祉法人大阪府共同募金会大阪狭山地区募金会
「歳末たすけあい募金」の配分に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人大阪府共同募金会大阪狭山地区募金会（以下「本会」という。）が募集した歳末たすけあい募金（社会福祉法人大阪府共同募金会からの配分金を含む。以下「募金」という。）を誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て様々な福祉活動を展開する団体等に対し、その活動に要する事業費の一部に配分することにより、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

（配分対象団体等）

第2条 募金の配分を受けることができる団体等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区福祉委員会
- (2) 市内の福祉団体
- (3) 市内の障がい者、高齢者、乳幼児を対象とした施設
- (4) その他本会が特に必要と認めたもの

（募金の配分）

第3条 募金の配分は、地区福祉委員会配分及び事業配分の2種類とする。

（地区福祉委員会配分）

第4条 地区福祉委員会配分は、各地区福祉委員会が募集したそれぞれの募金額の25パーセントに相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）をそれぞれ当該各地区福祉委員会に配分するものとする。ただし、毎年 of 募金の状況によって、配分率を変更することができる。

2 前項の規定による配分金は、地区福祉委員会の活動費及び行事費に充当するものとする。

（事業配分）

第5条 事業配分は、第2条第2号から第4号までに掲げるもので、地域福祉の推進を目的として、12月1日から翌年の1月31日までの間に行われ、その他会長が特に必要と認める時節に、次に掲げる事業（以下「配分事業」という。）を実施するものに配分するものとする。

- ア クリスマス会、もちつき大会、新春イベント等の年末年始の行事
- イ 高齢者、障害者（児）及び母子（父子）家庭等の福祉の向上に寄与する事業
- ウ 地域福祉活動に関する市民の理解及び参加を促進する研修会、講演会などの事業

エ 自主的な地域福祉活動で、今後の発展が期待できる事業

オ その他本会が特に必要と認めた事業

2 前項の規定による配分金の額は、配分事業に要する費用の4分の3以内の額とし、必ずその4分の1以上の額を自己資金としなければならない。

ただし、会長が特に必要と認めた場合は、自己資金の額を減額することができる。

3 前項の配分金の限度額は、1団体につき100,000円とする。ただし、毎年の募金の状況によって、その額を変更することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、当該配分事業について他の制度等による補助金等を受けている場合は、事業配分の対象としない。

（配分金の申請）

第6条 前条第1項の規定による配分金の申請は、歳末たすけあい募金配分金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、本会の会長（以下「会長」という。）が指定する日までに、会長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他会長が必要と認める書類

（配分委員会の審査）

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、交付の要件、内容等を確認し、配分委員会（社会福祉法人大阪府共同募金会大阪狭山地区募金会会則（平成19年10月1日制定）第10条第1項に規定する配分委員会をいう。）の審査に付すものとする。

（配分金の交付決定等）

第8条 会長は、前条の規定による配分委員会の審査の結果に基づき、歳末たすけあい募金で集められた募金の範囲内で、配分金の交付決定を行うものとする。

2 会長は、前項の規定により配分金の交付決定をしたときは、歳末たすけあい募金配分金交付決定通知書（様式第4号）により申請をした者にその旨を通知するものとする。

3 前項の規定により配分金の交付決定を受けた者（以下「受配者」という。）は、速やかに、歳末たすけあい募金配分金請求書（様式第5号）を会長に提出するものとする。

（事業の実施報告）

第9条 受配者は、配分金に係る事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1箇月以内に歳末たすけあい募金配分事業実施報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 事業内容を確認することができる資料、写真等
- (4) その他会長が必要と認める書類

（配分金の返還）

第10条 受配者は、配分金に残額が生じた場合は、直ちにこれを本会に返還しなければならない。

- 2 受配者が次のいずれかに該当する場合は、配分金の交付決定を取り消し、又は既に交付した配分金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- (1) 虚偽の申請等不正な手段により、配分金の交付決定を受けたとき、又は配分金の交付を受けたとき。
 - (2) 配分金を定められた用途以外に使用したとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。

（返還金及び未配分金）

第11条 前条の規定による返還金及び未配分金については、翌年度の配分金に繰り越すものとする。

（事業の周知）

第12条 受配者は、配分金事業実施において「歳末たすけあい募金」の配分金による実施事業であることを明確に周知しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長が本会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。